

第2号議案

役員退職手当に係る業績評価委員会の設置等について

(案)

本機関役員退職手当規程第3条の規定に基づき、理事長が定める委員会として、以下のとおり役員退職手当に係る業績評価委員会を設置する。

1. 委員会の名称
「役員退職手当に係る業績評価委員会」とする。
2. 委員会への諮問事項
退任役員の役員退職手当額算定に使用する業績勘案率の決定を行う。
3. 委員
別紙1のとおり（計3名）とする。
4. 委員の任期
委員の任期は2019年5月8日より2020年3月31日までとする。
5. 委員への委嘱手続
委員への委嘱は別紙2により行う。
秘密保持、情報の目的外利用禁止に関する誓約書の提出依頼その他の委嘱に関する事務手続きは総務部長にて処理する。
6. 本委員会の運営
役員退職手当に係る業績評価委員会の運営については別紙3のとおりとする。

以上

【添付資料】

別紙1：委員名簿

別紙2：委嘱状

別紙3：役員退職手当に係る業績評価委員会の運営について

電力広域の運営推進機関
役員退職手当に係る業績評価委員会
委員名簿

委員長

野間口 有

三菱電機株式会社 特別顧問・国立研究開発法人産業技術総合研究所 最高顧問
(電力広域の運営推進機関 評議員会議長)

(敬称略)

委員

高木 佳子

弁護士 (電力広域の運営推進機関 監事)

山地 憲治

公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事・研究所長
(電力広域の運営推進機関 評議員)

(敬称略・五十音順)

以上

(別紙3)

役員退職手当に係る業績評価委員会の運営について

1. 委員会の招集について

委員会は、委員長又は理事会が必要と認めたときに招集する。

2. 会議について

委員会は、委員の過半数の出席により成立し、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。

委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員会の開催及び議決に代えることができる。なお、書面以外の方法によるときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

3. 議事録について

委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する（公表はしない）。

4. 報酬について

委員への報酬の支給は、委員会の1回の出席につき30,000円とし、左記金額から源泉徴収を行う。

委員への交通費の支給は原則として、委員の勤務先又は自宅の最寄り駅から委員会開催場所の最寄り駅までの合理的な経路による実費とする。

5. 幹事部署について

総務部とする。

以上